

奈良県告示第四百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画下水道（大和川上流流域下水道）及び大和都市計画下水道（宇陀川流域下水道）を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部下水道課、奈良県浄化センター、奈良県第二浄化センター及び奈良県宇陀川浄化センターにおいて縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画下水道（大和川上流・宇陀川流域下水道）の排水区域、下水管渠きよ及びその他の施設

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

排水区域

接続する下水道	当該の市町村
<p>大和都市計画奈良市流域関連公共下水道 大和都市計画大和郡山市流域関連公共下水道 大和都市計画天理市流域関連公共下水道 大和都市計画桜井市流域関連公共下水道 大和都市計画生駒市流域関連公共下水道 大和都市計画香芝市流域関連公共下水道 大和都市計画平群町流域関連公共下水道 大和都市計画三郷町流域関連公共下水道 大和都市計画斑鳩町流域関連公共下水道 大和都市計画安堵町流域関連公共下水道 大和都市計画川西町流域関連公共下水道 大和都市計画三宅町流域関連公共下水道 大和都市計画広陵町流域関連公共下水道</p>	<p>奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、香芝市並びに生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町及び安堵町並びに磯城郡川西町、三宅町及び田原本町、北葛城郡広陵町、大和高田市、橿原市、御所市、葛城市並びに高市郡高取町及び明日香村並びに北葛城郡上牧町、王寺町及び河合町、宇陀市の各一部</p>

名称	位置	
	起 点	終 点
寺川幹線	大和郡山市額田部南町	桜井市大字桜井
天理北幹線	大和郡山市額田部南町	天理市田井庄町
富雄川幹線	大和郡山市額田部北町	生駒市上町
大安寺幹線	奈良市六条町	奈良市八条五丁目
櫛本北幹線	大和郡山市額田部南町	天理市檜町
南奈良幹線	大和郡山市北鍛冶町	奈良市横井四丁目
佐保川幹線	大和郡山市額田部南町	奈良市中山町

下水管渠

<p>大和都市計画大和高田市流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画橿原市流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画御所市流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画葛城市流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画高取町流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画明日香村流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画上牧町流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画王寺町流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画河合町流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画宇陀市流域関連公共下水道</p>
--

放流幹線	大宇陀幹線	芳野川幹線	太田川幹線	葛下川幹線	滝川幹線	高田川幹線	飛鳥川幹線	高取川幹線	曾我川東幹線	曾我川幹線	葛城川幹線	竜田川幹線	大和川幹線	三宅幹線
宇陀市榛原桧牧字川向イ	宇陀市榛原高塚字川原	宇陀市榛原福地字トブ	葛城市尺土	北葛城郡広陵町大字沢	北葛城郡王寺町畠田一丁目	北葛城郡広陵町大字笠	橿原市土橋町	橿原市曲川町	御所市大字今住	橿原市新堂町	北葛城郡広陵町大字沢	大和郡山市額田部北町	磯城郡川西町字結崎	磯城郡三宅町大字伴堂
宇陀市榛原福地字堂ガ久保	宇陀市大宇陀野依字上河原	宇陀市菟田野別所字弥々ガ窪	葛城市疋田	葛城市今在家	北葛城郡上牧町服部台五丁目	大和高田市大字市場	高市郡明日香村大字岡	高市郡高取町大字下土佐	高市郡高取町大字市尾	御所市大字戸毛	御所市大字室字ヤスリ	生駒市東山町	桜井市大字箸中	北葛城郡広陵町大字大場

その他の施設

名 称	位 置
南奈良幹線中継ポンプ場	奈良市西九条町五丁目地内
竜田川幹線中継ポンプ場	生駒郡安堵町大字窪田字九ノ坪
菟田野ポンプ場	宇陀市菟田野別所地内
大宇陀ポンプ場	宇陀市大宇陀野依地内
奈良県浄化センター	大和郡山市額田部南町、磯城郡川西町大字下永
奈良県第二浄化センター	北葛城郡広陵町大字大場、大字沢、大字萱野、北葛城郡河合町大字長楽
奈良県宇陀川浄化センター	宇陀市榛原福地、榛原萩原地内